

# 岡山県保健所の再編の概要

## 1 再編の背景

- 地方分権の進展  
⇒ 母子保健等の市町村業務化など、地域保健対策における市町村の役割の拡大
- 保健所に求められる新たな専門的ニーズへの対応  
(新興感染症等への健康危機管理、生活習慣病、児童虐待、発達障害、心のケア、食品安全等)
- 改訂第3次岡山県行財政改革大綱を踏まえた「柔軟でスリムな組織体制」の整備
- 県民局の再編や岡山市政令指定都市移行への対応

### <現行体制の課題・問題点>

- ・ 組織規模・所管規模が小さい保健所が点在する形  
⇒ 大規模事案・健康危機の際における対応の観点からの懸念(十分な人員投入ができるか)。  
⇒ 保健所間での調整・連携を要するなどの非効率(広域的な機能が十分に発揮できるか)。  
⇒ 職員の繁忙調整などが行いにくい(新たなニーズ等に柔軟に対応できる組織形態か)。  
※ 1つの県保健所が所管する平均人口は、全国的にみて少ない状況にある。  
岡山県・・・8.8万人(全国平均19.4万人)

## 2 県保健所が目指す方向

- 現在の保健所(9か所)を広域的に集約・再編することを通じて、各保健所の機能を強化し、地域の「安全・安心の拠点」としての対応力を高める。
- その際は、保健所の政策・技術拠点としての機能が適切に発揮できるよう、各種の保健医療政策の単位となっている二次保健医療圏(5圏域)ごとに再編する。
- 早期緊急の対応を要する業務など、地域住民に、より身近な場所で提供する必要性が高いサービスについては、支所を設置して対応する。

### ※ 二次保健医療圏

- ・ 入院医療も含めて、一般的な保健医療が概ね完結できる体制づくりをめざす圏域。
- ・ 地域保健法では、保健所を設置する場合には、二次医療圏を参酌することとされている。
- ・ 本県では、介護保険事業支援圏域、障害保健福祉圏域もこれと同様に設定されている。

## 特に重点化・強化を図る機能

### 1 健康危機管理への対応機能

新型インフルエンザなどの大規模感染症、食中毒、大規模災害等への対応

### 2 企画調整・市町村支援機能

- ① 企画調整機能(地域の関係機関等との連携、県民への情報提供機能等)
- ② 市町村への支援(地域の健康課題の診断や評価、助言、人材養成等)

### 3 専門的・技術的な機能

- ① 医療提供体制の整備(医師確保や脳卒中等の新たな医療連携体制づくり)
- ② 食品安全への対応(食中毒対策、食品関係施設の指導監視等)
- ③ 生活習慣病(地域と職域保健の連携支援)、児童虐待、発達障害、心のケアなどの新たなニーズ・課題への対応

保健所機能を集約・再編し、これらの対応力を特に強化

### 3 再編後の県保健所の体制

再編後の保健所及び支所の設置場所・名称は、県民局との一体性や関係機関との連携、所管区域内の人口等を勘案して、次のとおりとする。

なお、現在支局と離れて単独の庁舎にある保健所については、地域庁舎（仮称）内へ移転する（東備保健所、新見保健所及び真庭保健所）。

二次保健医療圏	現 行	再 編 後
県南東部	岡山保健所 東備保健所	備前保健所 + 東備支所 (岡山市) (和気町)
県南西部	倉敷保健所 井笠保健所	備中保健所 + 井笠支所 (倉敷市) (笠岡市)
高梁・新見	高梁保健所 新見保健所	備北保健所 + 新見支所 (高梁市) (新見市)
真庭	真庭保健所	真庭保健所 (真庭市)
津山・英田	津山保健所 勝英保健所	美作保健所 + 勝英支所 (津山市) (美作市)
5 圏域	9 保健所	5 保健所 + 4 支所

※ 県南東部保健医療圏、県南西部保健医療圏には、それぞれ岡山市保健所、倉敷市保健所が設置されている。

#### <保健所と支所の業務区分（イメージ）>

○保健所： 圏域内の総合調整や企画調整など政策・技術拠点としての機能を担う。

○支 所： 地域住民に、より身近な場所で提供する必要性が高い分野の業務を実施

※ 地域住民に、より身近な場所で提供する必要性が高い分野の業務

早期緊急の対応を要する業務、相談・申請など住民の利便性の観点から配慮を要する業務、住民への直接訪問・ケア等を要する業務 など

#### 保 健 所

##### 保健所が担う機能

- ・ 圏域内の健康危機管理、総合調整や企画調整
- ・ 市町村への技術的支援 など

##### <具体的な業務内容>

- ・ 精神保健福祉、難病・結核・感染症対策、母子保健、健康増進施策
- ・ 医療費助成（難病、小児慢性特定疾患、被爆者援護等）
- ・ 医療安全対策（医事監視指導、医療提供体制の整備その他医療政策）
- ・ 圏域内の保健医療対策の総合調整
- ・ 食品安全衛生（飲食店、食品関係施設等の許認可・指導監視等、リスクコミュニケーション）
- ・ 薬事（薬局等の許認可・指導監視等）
- ・ 生活衛生（理美容、クリーニング、旅館等の許認可・指導監視等） など

#### 支 所

##### 支所が担う機能（地域住民に、より身近な場所で提供する必要性が高い業務）

- ・ 健康危機管理の初動対応
- ・ 市町村への技術的支援 など

##### <具体的な業務内容>

- ・ 精神保健福祉、難病・結核・感染症対策、母子保健、健康増進施策
- ・ 医療費助成（難病、小児慢性特定疾患、被爆者援護等） など

※ 保健所と支所の業務分担の例示は次ページのとおり。

### 4 再編の時期

平成21年 4 月 （県民局支局の地域庁舎（仮称）への移行と同時）

## 保健所再編後の保健所・支所の業務分担の例示

◎印は、保健所において特に重点化・対応力の強化を行う機能を示す。

県保健所 ～ 広域的、専門的かつ技術的拠点としての機能 ～	県保健所	
	保健所	支所
<b>○広域的企画調整、技術的支援</b>		
市町村への技術的支援（職員研修、地域診断、スーパーバイズ）	◎	○
地域保健に関する情報収集、調査・研究、総合調整	◎	○
健康危機管理対策	◎	○
<b>○対人保健サービス</b>		
精神保健対策：措置入院、社会復帰支援、自殺・ひきこもり相談など [市町村：一般的相談、訪問指導業務]	○	○
母子保健対策：発達障害、ハイリスク妊産婦相談など [市町村：一般的相談、健診（1歳6か月・3歳）、予防接種]	○	○
児童虐待対策：虐待児童のいる家庭への支援 [市町村：一般的相談、早期発見、通告受理]	○	○
健康増進対策：健康づくり環境整備（禁煙・分煙の推進等） [市町村：健康診査、健康教育・相談]	○	○
感染症対策（結核・エイズ・肝炎等）：採血検査、相談等 [市町村：予防接種、検診]	○	○
難病対策：医療費助成手続、相談等	○	○
医療監視指導	○	
医師確保、医療提供体制の整備	○	
<b>○対物保健サービス（営業等の許認可手続、指導監視等）</b>		
食品衛生対策（飲食店、食品関係施設等）	○	
生活衛生対策（理美容、クリーニング、旅館等）	○	
薬事対策（薬局等）	○	

(参考) 二次保健医療圏と新たな保健所・支所の位置図

